条約

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年三月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第五号

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定

日本国及びウルグアイ東方共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

平等及び相互の利益の原則に基づき、一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、並びに繁栄及び双方にとって好ましいビジネス環境を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

双方の締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産であって、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担等の投資としての性質を有するものをいい、次のものを含む。

(i)　企業及び企業の支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）。ただし、公的企業の持分は含まない。

(iii)　債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）。ただし、当初の償還期間の長短にかかわらず、締約国が発行する国債又は公的企業が発行する債務証書は含まない。

注釈１　債券、社債、長期債等の形態の債務証書は、投資財産としての性質を有する可能性が高く、その他の形態の債務証書、例えば、商業上の目的を持たない銀行口座であって、その所在する領域内にある投資財産又はそのような投資財産を形成する試みと関連しないものは、投資財産としての性質を有する可能性が低い。

注釈２　この協定の適用上、物品又はサービスの販売から生ずる金銭債権であって、直ちに支払期限が到来するものは、投資財産ではない。

(iv)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(v)　知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(vi)　法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査、採掘及び抽出のための権利を含む。）

(vii)　他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。この規定は、当該資産がこの(a)に定める定義に引き続き該当する場合にのみ、適用する。

注釈　「投資財産」には、司法上又は行政上の措置として下される命令又は決定を含まない。

(b)　「締約国の投資家」とは、次の者であって、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(i)　締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

注釈　この協定は、両締約国の国籍を有する自然人の投資財産については、当該自然人が投資を行った時点以降において、当該投資を行った締約国の区域外に居住し続けている場合を除くほか、適用しない。

(ii)　締約国の企業

注釈　一方の締約国の投資家は、投資を行うために必要な具体的な手続をとった場合に限り、他方の締約国の区域内において投資を行おうとしているものと了解される。

(c)　企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(i)　企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(ii)　「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(d)　「締約国の企業」とは、次の(i)及び(ii)の双方に該当する法人その他の事業体をいう。

(i)　営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織されるもの（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）

(ii)　当該締約国の区域内において実質的な事業活動を行っているもの

(e)　「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(f)　「区域」とは、

(i)　日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii)　ウルグアイ東方共和国については、ウルグアイ東方共和国の主権の下にあるその領域（領土、内水、領海（海底及びその下を含む。）及びこれらの上空をいう。）並びにウルグアイ東方共和国が国際法及び国内法令に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(g)　「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(h)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(i)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(j)　「政府調達」とは、政府が、政府用の目的のために、物品若しくはサービス又はそれらを組み合わせたものを利用することができるようにする過程又は取得する過程（ただし、商業的販売若しくは商業的再販売又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは提供における利用を目的とするものを除く。）をいう。

(k)　「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。